

入札説明書

この入札説明書は、京都府（以下「府」という）が発注するセメント資源化のための下水汚泥収集運搬及び処分業務に係る契約に関し、一般競争入札者に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を説明したものである。

契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 条）第 9 章第 6 節、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 5 章第 6 節及び京都府会計規則（昭和 46 年京都府規則第 3 号）第 7 章の規定により行うものとしている。

なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の内容

- ア セメント資源化のための木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥（脱水）の収集運搬及び処分業務（予定数量 下水汚泥（脱水）5,000 トン）
 - 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））
＜流 26 洛南第 12-01 号の 1＞
 - 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））
＜流 26 洛南第 13 号の 101＞
- イ セメント資源化のための宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターにおける下水汚泥（脱水）の収集運搬及び処分業務（予定数量 下水汚泥（脱水）1,700 トン）
 - 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））
＜流 26 宮津第 12-01 号の 1＞
 - 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））
＜流 26 宮津第 13 号の 101＞
- ウ セメント資源化のための木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥（脱水）の収集運搬及び処分業務（予定数量 下水汚泥（脱水）3,120 トン）
 - 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水））
＜流 26 上流第 12-01 号の 2 の 1＞
 - 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（脱水））
＜流 26 上流第 13 号の 11 の 1＞
- エ セメント資源化のための木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥（乾燥）の収集運搬及び処分業務（予定数量 下水汚泥（乾燥）2,000 トン）
 - 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥））
＜流 26 洛南第 12-01 号の 4＞
 - 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分業務委託（下水汚泥（乾燥））
＜流 26 洛南第 13 号の 104＞

(2) 業務を行う期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日まで

(3) 収集場所（下水汚泥積込場所）

ア 木津川流域下水道洛南浄化センター 八幡市八幡焼木ほか地内

イ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター 宮津市字獅子ほか地内

ウ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター 相楽郡精華町下狛ほか地内

エ 木津川流域下水道洛南浄化センター 八幡市八幡焼木ほか地内

(4) 業務の方法等

別添仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口 1 番地

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号 (075)954-1877

ファクシミリ番号 (075)955-2224

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成 26 年 2 月 7 日(金)から平成 26 年 2 月 27 日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

- (3) 入札説明書等の入手方法

原則として、(2)の期間に、京都府流域下水道事務所のホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接配布を受ける場合は、(1)の場所に問い合わせること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けた者(以下「処分業者」という。)であり、かつ、同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けた者(以下「収集運搬業者」という。)である単体の業者(以下「単体業者」という。)又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 単体業者又はグループ業者の各構成員に共通する要件

ア 申請書を提出するときに府税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載していない者であること。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者

にあつては、更生計画の認可がなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生計画の認可がなされていない者であること。

エ 申請書を提出するときまでに府が発注した建設工事等に関係する債務を遅滞していない者であること。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）でないこと。

（ア） 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（イ） 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

（ウ） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（エ） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

（オ） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（カ） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（キ） 暴力団及び（ア）から（カ）までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）でないこと。

キ 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領及び物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていない者であること。

（2）単体業者の要件

ア 審査基準日（平成 26 年 2 月 1 日をいう。以下同じ。）の直近 10 年間に地方公共団体又は地方公共団体が出資若しくは出せんしている団体（以下「公的機関」という。）が排出する下水汚泥をセメント資源化した処理実績を有し、かつ、公的機関が排出する下水汚泥の収集運搬実績を有し、下水汚泥運搬用の事業用車両を 10 台以上有している者であること。

イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

ウ 収集運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たしていること。

（3）グループ業者の要件

ア 構成員の数は、2 社以上とし、その内訳は、処分業者である代表者 1 社及び収集運搬業者であるその他の構成員 1 社以上であること。

イ 代表者及びその他の構成員は、同一業務に対し重複して参加資格申請を行って

いないこと。

(4) グループ業者の代表者の要件

代表者は、審査基準日の直近 10 年間に公的機関が排出する下水汚泥をセメント資源化した処理実績を有する者であること。

(5) グループ業者のその他の構成員の要件

ア 貨物自動車運送事業法第 3 条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者（鉄道貨物事業者を除く。）であること。

イ 審査基準日の直近 10 年間に公的機関が排出する下水汚泥の収集運搬実績を有し、下水汚泥運搬用の事業用車両を 10 台以上有している者であること。

ウ 収集運搬に使用する車両の荷台構造が仕様書に定める条件を満たしていること。

5 一般競争入札参加資格の確認

資格審査を受けようとする者は、資格審査を受けようとする業務を明らかにした申請書（別記様式 1）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

平成 26 年 2 月 26 日(水)及び平成 26 年 2 月 27 日(木)

(2) 提出場所

2 の (1) に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に持参して提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、単体業者にあつては、オ及びカに掲げる資料の提出は不要である。

なお、グループ業者にあつては、代表者が申請手続を行うこと。

ア 同種業務の受託実績調書（別記様式 2）

※ 4 の (2) のア又は 4 の (4) 及び (5) のイに掲げる実績があることを判断できる同種業務の受託実績を少なくとも 1 件、別記様式 2 に記載すること。
グループ業者として申請する場合は、構成員ごとに作成すること。

イ 契約書等の写し

※ アの同種業務の受託実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し及び同条の規定による京都府及び搬出先府県市の産

業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。）を受けている者であることを証する許可証の写し

エ 貨物自動車運送事業法第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であることを証する許可証の写し

※ 使用予定車両の荷台構造が仕様書に定めた条件を満たすことを証明するもの（当該部分のわかる写真等）及び使用予定車両が事業用自動車であることを証明できるもの（自動車検査証の写し等）を添付すること。

グループ業者として申請する場合に鉄道貨物事業者が含まれるときは、当該事業者に係る許可証は不要であるが、使用予定貨車の写真は添付すること。

オ 共同入札願（グループ業者として申請する場合）（別記様式3）

カ 業務分担内訳表（グループ業者として収集運搬業者であるその他の構成員を2社以上申請する場合、それぞれの構成員の予定数量等内訳を記載したもの）（別記様式4）

キ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する商業登記事項証明書及び定款（いずれも写し可）

※ 商業登記事項証明書は、発行後3箇月以内のもので、現在効力がある事項が記された全部事項証明書とする。

グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

ク 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類

※ 府税納税義務のある者は、発行後3箇月以内の府税納税証明書を、京都府内に営業所がない者は、京都府税については納税義務がない旨の証明書を府税事務所等で交付を受けること。写し不可。

グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

ケ 消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

※ 消費税及び地方消費税の納税証明書の様式は、書式その3（請求税目単位の証明）、書式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は書式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）のいずれかとし、発行後3箇月以内のものとする。

グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

コ 営業経歴書及び営業実績調書

※ グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

サ 取引使用印鑑届（別記様式5）

※ グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

シ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

※ グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

ス 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記様式6）

※ グループ業者として申請する場合で営業所長等に委任するときは、当該構成員は必要な事項を委任事項として提出すること。なお、グループ業者のその他の構成員は、入札に関する権限について、別記様式11によりグル

ープ業者の代表者への委任状を入札時に提出すること。

セ 4の(1)のウからカまでに掲げる要件を満たすことを証する書類

※ 別記様式7の誓約書の提出でも可。

グループ業者として申請する場合は、全ての構成員に係るもの。

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

※ 申請書等は、1の(1)に掲げる業務ごとに作成、提出すること。

なお、同時に複数の業務に申請しようとするとき（グループ業者として申請するときは、構成員が同一の場合に限る。）は、2業務目以降の申請については、(4)のキからコ及びシに掲げる資料の提出を省略することができるので、申請書等提出時にその旨申し出ること。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府流域下水道におけるセメント資源化のための汚泥収集運搬業務及び汚泥処理処分業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 一般競争入札参加資格審査結果通知等

(1) 結果通知

書類の受領後、一般競争入札参加資格の審査を行い、その結果を平成26年3月3日(月)までに一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、該当資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(2) 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、府に対し、入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を平成26年3月7日(金)の午後5時までに持参で2の場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる。(郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。)

イ 府は、アによる説明を求められたときは、平成26年3月13日(木)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(3) 一般競争入札参加資格審査結果の取消し

ア 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ないものに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

イ 参加資格を有する者が、次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、

数量等に関して不正の行為をしたとき。

- (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者が契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

ウ ア又はイにより参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

8 配布資料等に関する質問回答

- (1) 質問については、質疑書（別記様式 8）に要点を簡潔かつ明確に記載し、配布資料（申請書等、入札説明書をいう。以下同じ。）に関する質問については、平成 26 年 2 月 19 日(水)午後 4 時までに、設計図書（仕様書等をいう。以下同じ。）に関する質問については、平成 26 年 3 月 10 日(月)午後 4 時までにファクシミリで契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、配布資料に関する質問は、平成 26 年 2 月 24 日(月)までに、設計図書に関する質問は、平成 26 年 3 月 14 日(金)までに京都府流域下水道事務所のホームページに掲載する。

9 郵送による入札書の提出期限及び取り扱い

- (1) 入札書を郵送する場合は、1 の(1)に掲げる全ての業務について、2 の場所に書留で平成 26 年 3 月 19 日(木)午後 4 時までに必着のこと。
- (2) 郵便入札の方法による入札書の郵送・收受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。
 - ア 入札書は、11 により 1 の(1)に掲げる業務ごとに作成する。
 - イ 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書及び再度入札書が在中している旨を朱書きし、京都府流域下水道事務所長あての親展とする。
 - ウ 表封筒の中には、「入札書」と朱書きした中封筒、「内訳書」と朱書きした中封筒を入れる。
 - エ 「入札書」と朱書きした中封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。
 - オ 「内訳書」と朱書きした中封筒には、入札額の内訳書を入れ、封印等の処理をする。
 - カ 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に 11 の(2)による委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

キ 11の(12)に規定する再度入札を行う場合には、再度入札に対する入札書を入れた封筒(封印し、封筒に「再度入札書在中」と記載したもの)を当初の入札書を入れた封筒に同封して郵送している者のみが、再度入札に参加できるものとする。

ク 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

10 入札執行の日時、場所

(1) 日時

ア セメント資源化のための木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及び処分業務 平成26年3月20日(木)午前10時

イ セメント資源化のための宮津湾流域下水道宮津湾浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及び処分業務 平成26年3月20日(木)午前10時30分

ウ セメント資源化のための木津川上流流域下水道木津川上流浄化センターにおける下水汚泥(脱水)の収集運搬及び処分業務

平成26年3月20日(木)午前11時

エ セメント資源化のための木津川流域下水道洛南浄化センターにおける下水汚泥(乾燥)の収集運搬及び処分業務 平成26年3月20日(木)午前11時30分

(2) 場所；京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所 2階入札室

11 入札方法

(1) 入札者は、10の(1)に示す日時に、(2)に示す場所へ入札書(別記様式9)及び内訳書を持参または郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(2) 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を(別記様式11)提出すること。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

なお、グループ業者として申請する場合は、グループ業者のその他の構成員は、代表者に対する委任状を提出すること。

(3) 入札書は、京都府流域下水道事務所長あてとし、開札日、業務名及び入札書が在中している旨を朱書きした入札用封筒に入れる。

(4) 「入札書」と朱書きした入札用封筒には、入札書及び資格確認通知書の写しを入れ、封印等の処理をする。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。

(5) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(6) 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

(7) 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単価重量当たりの収集運搬費及び処分費を設定することを条件とする。

(8) 落札の決定は、(7)による単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

(9) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額（予定数量に対する総額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には収集運搬費及び処分費（グループ業者にあつては、構成員ごとの契約希望金額）を明らかにした内訳書（別記様式10）を入札書の提出に併せて提出すること。

(10) 内訳書に記載する価格は、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とし、合計額は入札書に記載する金額に一致させること。

(11) 入札回数は、2回までとする。

(12) 再度入札を行う場合は、次による。

ア 郵便により入札した者は、9の(2)のキにより再度入札書を提出した者のみが参加できるものとする。

イ 再度入札を行う場合においては、前回の入札のうちの最低の入札価格（収集運搬費と処分費の合計額）のみを発表するものとする。

ウ 次に該当する者は、再度入札することはできない。

(ア)無効の入札をした者

(イ)当初の入札に出席していない者

エ 再度入札をしようとするときは、無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しなければならない。

オ 入札執行者の許可がない限り、再度入札をする者を入札場から退場してはならない。

12 落札者の決定方法

(1) 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、平成26年4月1日付けで行うこととする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじ引きの方法により落札者を決定するものとする。

なお、くじの方法は次のとおりとする。

ア 先ず、くじを引く順序をくじ引きの方法により決定する。

イ アの結果、先順位の者から順次くじを引き落札者を決定する。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が、くじを引く順序のくじ引き又はこれに続くくじ引きを辞退し、くじを引かないときは、その入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者全員が辞退し、くじを引かない場合も同様とする。

13 無効及び失格

次の各号の一に該当する者のした入札は、無効又は失格とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の入札
- ケ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

14 契約書の作成

要する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金については、免除とする。
 - イ 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証を持って契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (5) この入札に係る平成26年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。
- (6) 平成27年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。